

議案第 8 1 号

亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正  
について

亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を別紙の  
とおり改正する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正す  
る条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に  
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年亀山市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 亀山消防署
- (2) 位置 亀山市野村四丁目1番23号
- (3) 管轄区域 亀山市

第3条の次に次の1条を加える。

(分署)

第4条 消防署の管轄区域内に分署を設置する。

2 分署の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
亀山消防署関分署	亀山市関町木崎37番地1
亀山消防署北東分署	亀山市長明寺町842番地1

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。